特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 個人住民税に関する事務						
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①個人住民税の賦課、更生、減免、徴収②課税・非課税証明書、所得証明書の発行③住民税課税情報の照会、回答④口座振替処理⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理⑥督促及び催告処理⑦滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。					
③システムの名称	・個人住民税システム・申告支援システム・宛名システム・番号連携サーバー・中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税ファイル 申告支援情報ファイル 宛名テーブル 宛名履歴テーブル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府·総務省令第5号第16条
	■番号法第9条第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		引表第二 26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84 03,1,06,107,108,113,114,115,116,117,120項
	平成26年内閣府·総務行 【情報提供】1,2,3,4,6,7,10 【情報照会】20条	省令第7号),12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
請求先 多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111								
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先 多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111								
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した								
適用した理由								

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

上去心	. I-I- (17)	Ballaton Comba	
	7 412 4411	Military Shorts	221

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	:
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステ	-ムを通じた入		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転	しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			<選択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 糗	定個人情報の保管・	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人	手を介在させる作業				[]人 [:]	手を介在させる作業はない
	的ミスが発生するリスク け策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄				
9. 監	査					
実施の	の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査
10. 1	従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 🖠	最も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全理	頁目評価又は重点項目評価を実施する
 【8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われる対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワー6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスカーの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスカーの対策(要託や情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスカーの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 			との紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 が対策			
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠		人情報の入手から保 クへの対策を講じてい		でのブロセス・	で、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5. 評価実施機関における担	大矢直幸	上田綾子	事後	忘却
一块20年4月1日	当部署	八大直羊	工 四 核 丁	争妆	心型
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	上田綾子	奥川明子	事後	軽微な変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
△ ₹04年4日1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	>+ >
	連携②法令上の根拠	(以下省略)	(以下省略)	争妆	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	岡田伊久人	小菅俊二	事後	軽微な変更のため
令和7年10月1日	Ⅱ1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年10月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年10月1日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	_	十分である/判断の根拠 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的まえが発生するリスクへの対策を講じている。・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報が記載された申請書	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追加)
令和7年10月1日	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策/十分である/ 判断の根拠 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追加)